

議案第69号

逗子市社会教育委員条例の一部改正について

逗子市社会教育委員条例の一部を次のように改正する。

令和5年11月30日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市社会教育委員条例の一部を改正する条例

逗子市社会教育委員条例(昭和34年逗子市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(委員の委嘱の基準)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学校教育の関係者
- (3) 社会教育の関係者
- (4) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (5) 学識経験のある者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要があると認める者

第4条中「10人」を「14人以内」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

類似の概念である生涯学習及び社会教育に係る計画等を統廃合し、社会教育委員会議において一体的に進行管理を行うに当たり、社会教育委員の委嘱の基準及び定数を改正する要あるため提案する。